

後藤道夫

〔都留文科大学名誉教授〕ごとう・みちお

「家計補助労働論」を乗り越える 不規則・短時間労働の拡大とインフォーマルケア保障の脆弱

はじめに——「家計補助労働論」の変容、
不規則・短時間労働の拡大

賃金は、少なくとも労働者自身が普通に暮らせる水準でなければならぬ。だが、今の日本では、この当然のことがいまだ「社会規範」にもなっていない。

実際、フルタイムで働いて年額250万円に満たない雇
用者(25~64歳)は762万人、週35時間未満の就業(2
00日未満の不規則を含む)では528万人を数える
〔就業構造基本調査〕2017年、以下「就構」17。つ
まり、働き盛りの雇用者のうち27%にあたる1300万人
近くが、自分一人普通に暮らせる賃金を得ていないのだ。
だが、この事実は騒ぎにもなっていない。つまり、そのよ

うな低賃金で働かせ続けていても、社会規範が無視されて
いると多くの人は思っていない。なぜか？

景気が悪いから、という理由では説明にならない。おそ
らく最大のイデオロギー的要因は「家計補助労働論」にあ
る。一人分暮らせない低賃金や短時間労働は、他に家計を
担う人がいて、それに依存できる人びとがほとんどのはず
だ、という受け止め方である。

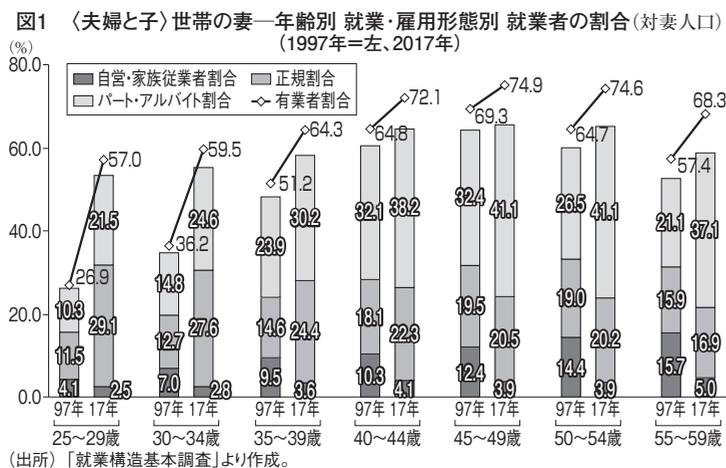
だが、これには多くの疑問が出されよう。

誰かに依存しながら働いている人びとが、本当にこれほ
ど多いのか？ 単身者や親と同居する30~40歳代の独身者
は増えていないか？ 依存される男性世帯主の賃金は、大
幅に下がっていないか？ 世帯所得に余裕がなくても、非
正規、短時間労働を余儀なくされる労働者は多いのではな

いか？ パート労働者の労働時間はなぜ減少し続けている
のか？ 短時間労働者がこれほど多いと、労働管理に無理
がでて、かえって事業パフォーマンスは落ちるのではない
か？

「家計補助労働論」はコロナ禍で再び話題になった。多

発した休業、



就時間短縮
にたいして所
得補償を拒否
する事業主が
その言い分
を使ったので
ある。所得補償
を拒否する理
由の中心は、
まだ確定して
いない「シフ
ト」は「休業」
の対象ではな
いから、休業
補償はないと
するものだ。
同時に、ある
事業主は支払

い拒否の理由として、次の論点を付け加えた。「アルバイト・パート収入(とりわけシフト制労働による収入)は、
通常、生計の柱とするものではなく、家計を補助するもの
と考えるのが素直だろう^①。この「家計補助労働論」は、
「シフト制」を無規制のままにしておくためのイデオロギ
ーとして発言されている。
同様に、生活費を自分で稼ぐ学生アルバイトの休業補償
の団体交渉でも、事業主側が「遊ぶ金にはださない」と述
べたことがあった。

こうした物言いは1950年の労働省通達——「家計補
助的」「臨時内職的」に雇用される「家庭の婦女子、アルバ
イト学生等」を「失業者となるおそれがな」として失業保
険から排除した——に酷似する。「家計補助的」という言葉
は、それが失われても生活に困窮しないから、通常の処遇
をする必要はないという脈絡で、長期に用いられてきた。

もとより「家計補助労働論」も、女性労働の位置の変化
とともに、言及される主な対象や理屈づけのニュアンスは
変わっている。労働者中の女性割合、有配偶女性の就業
率、子育て女性の就業率(図1)は、とくにこの20年で大
きく上昇した。そのため、女性労働一般が補助的な業務
で、短勤続、家計「補助」にとどまる、と決めつけるよう
な物言いは以前より少ない。だが、結論的に言えば、雇用と
世帯役割におけるジェンダー差別は、(自己責任化された
ケアと短時間労働)と(毗を^{まなすり}決してのフルタイム)との二

者扱一を子育て女性労働者に強要する構造として現存し、現在の「家計補助労働論」はこの構造を軸とした、日本の労働市場に蔓延する低賃金擁護の機能を果たしている。

これまで、過労死に象徴される長時間労働については、1980年代から強い関心が寄せられてきた。他方、長時間労働の大幅な拡大はほとんど注目を浴びていない。だが、現在の不規則・短時間労働は、強い性別役割分業と「家計補助労働論」を背景に膨れ上がったものであり、その蔓延は労働市場と社会をむしろ巨大な死重となった。低所得から抜けだせない構造に、膨大な数の労働者が陥っている。

不規則・短時間労働は多くが低収入となり、一人分の生活費も稼げないことが普通である。しかし、労働市場でそうした契約が成立して低賃金状態での就業が続けば、事業主はそれを家計「補助」の労働だ、と類推する感性的足場を得る。一人分稼げなくて当たり前の仕事なのだ。さらに、同一労働同一賃金原則が行き渡っていない場合、時給の水準についての正義原則は存在しなくなり、雇い主サイドの自由度は上がる。「生活できる賃金」は決めることができるが、「生活を補助する賃金」を決める原則はない。こうした足場からは、労働基準法の第一条が述べる、「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」という規範は事実上、意味をなさない。

うものだ。短時間就業か否かもほとんど関係がない。女性賃金が「低すぎる」と「家計補助」あつかいの単純な癒着は、労働者家族の成立とともに古く、現在も再生産され、存在し続けている。

「就構」17によれば、フルタイムで年収が200万円未満の女性雇用者は344万人（25%）であり、そのうち、非正規が214万人（女性非正規労働者中55%）、正規18万人（女性正規労働者中24%）である。200万円という金額は、公租公課を支払い、勤労必要費用（勤労控除額で計算）を引くと、多くの地域で単身者の生活保護水準に届かず、まして、勤労者として標準的な生活をおくれる賃金額にははるかに及ばない（表1）。

以下、1節では現在の「家計補助労働論」を、その中心の対象である有配偶短時間非正規女性と学生アルバイトの生活実態と関連させながら検討し、2節では短時間労働が蔓延する全体状況を考える。3節ではそこでの中心的論点となる、インフォーマルケアへの保障の極端な脆弱について検討したい。

筆者は、女性の極端な低賃金とケアの女性自己責任化（短時間労働者割合の異常な多さをふくむ）は、同時あるいはワンセットとしてのみ、解決／大幅な緩和が可能と考えているが、それを促進する各種休業制度の整備についても、あわせてふれてみたい。最低賃金大幅引き上げは不可欠な条件だが、紙幅の関係で他に譲る。

1 生活実態と乖離したイデオロギー、その基盤

現在の主要な「家計補助労働論」は、有配偶の女性非正規労働者、学生労働者（ほとんど非正規）などを主なターゲットとして、「家計補助」だから正規男性と平等にあつた必要はない、と主張する。公然と口にするかどうかは別にして、事業主の多く、また男性労働者の相当部分が強い影響を受けている。

長期雇用・年功型賃金を軸とした日本型雇用が解体するにともない、男性正規賃金が1990年代末以降、長期にわたり大幅に下落したことで、世帯の「多就業化」が引き起こされた。現在の「家計補助労働論」の主なターゲットは、この多就業化で増大した労働者部分である。

「労働力調査」（以下、「労調」）によれば、2002年から2021年で、15歳以上の有配偶女性労働者は、1149万人から1520万人へと371万人増加した。うち、非正規労働者は656万人から917万人へと261万人の増加である。他方、学生非正規労働者は123万人から182万人へと59万人増加した。つまり、現在の「家計補助労働論」の主な対象たる有配偶女性非正規労働者と学生非正規労働者は、320万人増加して、2021年平均で1099万人、労働者総数の20%を数えるまでになった。

この小文では、「家計補助労働論」を、短時間非正規労働を主な対象とする現在のタイプを中心に、低賃金とインフォーマルケアに着目しながら検討する。同時に、それが旧来型の「女性ならば家計補助」という単純な議論をも持続させることを論じたい。

なお、旧来型「家計補助労働論」は、女性であれば低賃金はあたりまえ、という単純な女性差別と一体になった議論であり、自分で生活できない低賃金は、親か夫などほかに主たる家計支持者への補助であるはず、とい

表1 女性のフルタイム・低賃金者の割合
年間200日以上・週35時間以上就業者
(雇用形態別、2017年)

雇用者	賃金年収	25～64歳		15歳以上計	
		25～64歳	15歳以上計	25～64歳	15歳以上計
正規	150万円未満	122	159	10.5	11.6
	200万円未満	271	344	23.1	25.3
	250万円未満	488	615	41.7	45.1
非正規	150万円未満	30	45	3.8	4.8
	200万円未満	82	118	10.3	12.7
	250万円未満	209	286	26.1	30.8
非正規	150万円未満	87	104	25.4	26.7
	200万円未満	181	213	53.1	54.8
	250万円未満	269	311	78.8	79.9

(参考) 2016年10月 最賃全国加重平均 823円
823×35×4.33×12=1496700円
(出所) 「就業構造基本調査」2017年より作成。

(参考) 最低生計費、「ふつうのミニマム」生計費

市町村	最低生計費 試算(*)	
	単身 最低賃金 試算(*)	中澤秀一「監修 最低生計費試算 調査」男性単身 月額(税込)
札幌市	223	270
秋田市	212	260
さいたま市	232	290
世田谷区	247	311
静岡市	213	296
名古屋市	218	272
京都市	225	295
岡山市	214	298
鹿児島市	200	285

* 公租公課と勤労控除を引いて単身者の生活保護費(生活扶助、住宅扶助特別基準、冬季加算、年末時扶助)に届く賃金年収

なお、この19年間で男女労働者は713万人増えており、320万人はその45%にあたる。
 まず、生活実態の面から、これを「家計補助」と規定することがどれほど妥当なのか検討したい。次に、不規則・短時間労働を多用する事業モデルのイデオロギーとしてこれを考える。

(1) 学生労働者の実態

以下、データの関係で高校生労働者(22万人程度)、および25歳以上は除き、中等後教育(短大、専修学校、大学、大学院。以後、大学等とよぶ)の学生労働者について検討する(21年で159万人)。ほとんどは非正規就業である(153万人。「労調」)。

「労調」によれば、学生の就業率は、02年25%、15年33%、21年47%と、ここ数年で急激に上昇した。就業先は卸売・小売、宿泊・飲食サービス、教育・学習支援で80%をしめる。職種で見ると、就業者に在学者が占める割合が高いのは、飲食物調理11%、接客給仕23%などである。就業時間は週20時間未満が7割程度とみられる。

親世帯の所得低下の表れだが、親と同居する学生が増え、その割合は、02年から21年で59%から75%となった。うち、学生労働者の親元率も64%から74%に増えている。

単身学生と親元学生に分けて検討する。

「就構」17によれば、「仕事が従で通学が主」である単身

従で通学が主」である、親元にいる者の32%は親元世帯所得が600万円未満とみなせるため、これを低所得世帯率として乗すると、低所得世帯から通う学生非正規労働者は37万人である。02年で数えると18万人であり、大きく増加したことがわかる。

なお、600万円という数字だが、仮にそれを自宅通学の大学生がいる4人世帯の世帯収入とし、そこから公租房課、親の勤労必要費用、学生の平均学費/日常生活費/就学費160万円(学生支援機構「学生生活調査」20年、4年制大学昼間 自宅通学生 国公私立平均値)を引くと、その残りは生活保護制度による4人世帯「最低生活費」全国平均値(20年329万円)を容易に下回る。

さらに住宅ローンの返済、地方では不可欠な自動車の費用、および、世帯主とその配偶者の老後に向けた蓄えなどを考慮に入れた場合、600万円という数値が低すぎることは明白である。

京都市内の私学に通う大学生がいる4人世帯(京都市)をモデルとした、中澤秀一監修の京都総評「最低生計費試算調査」(19年)によれば、質素な「ふつうの暮らし」を想定した夫50歳代の生計費試算額は849万円である。親元学生労働者の53%はこの試算未満の低所得世帯にあり(「就構」17)、その数は60万人となる。

結局、単身と親元を合計すると、学生非正規労働者のうち、賃金が途絶・減少した場合にすぐに困る可能性がある

者(単身学生労働者。年齢区分はない)のうち、最も多い収入が自分の賃金である割合は51%である(表2)。「労調」2021によると単身学生非正規労働者数は31万人だが、それにこの割合を乗じ、「家計補助」とはいえない自立型単身学生労働者数を推計すると16万人となる。この人びとは家計の主たる担い手であるため、「家計補助」規定はあてはまらない。02年では12万人であった。

表2 単身学生就業者 家計の「主な収入の種類」(最多収入、単数回答、%)

	2002年	2007年	2012年	2017年
賃金・給料	37.1	44.3	47.2	51.1
仕送り	57.8	49.8	47.9	43.1

(出所)「就業構造基本調査」より作成。

なお、「就構」によれば、単身学生労働者の合計所得が100万円未満である割合は、17年で63%である。02年は39%だったから、単身学生労働者の家計悪化は著しい。「仕送りが主」の場合でも、自分のアルバイト収入の途絶、減少が直ちに生活に響く割合は少なくないはずである。

(2) 低所得世帯から通う学生労働者

低所得親元世帯から通学する学生労働者は、アルバイト収入の途絶、減少によって直ちに学生生活をおびやかされる危険が高い。これも、「家計補助」からは必ずすべき労働者である。

「労調」21によれば、親元にいる15~24歳の学生非正規労働者は114万人である。「就構」17によれば、「仕事が

人びとは、53万~76万人、37~52%となる。

(3) 低所得の夫の妻である非正規労働者

有配偶男性には低所得層が増えており(表3、夫婦と子、夫婦と子と親世帯、40歳代の夫)、夫が低所得である妻の有業率は高い。妻の有業率は全体に大きく上がり、夫が低所得の世帯における妻所得の比重上昇も明白である。たとえば夫が30歳代の夫婦の場合、夫の所得が300~500万円未満である割合は、02年から17年で39%から41%に増えたが、その階層で妻が200万円以上の所得を得ている割合は、19%から32%に増えている。

同時に、同じ階層で妻所得50~149万円の割合も21%から28%に増えた。夫の所得の低さを考えると、比重はそこそこだが「不可欠」な労働部分の拡大である(「就構」)。

以下、夫が無業あるいは低所得であるために、「家計補助」とはおおよそいえない、20~59歳の非正規女性の概数を試算した。妻年齢の上限を59歳としたのは、年金を受給している夫が多数含まれるのを防ぐためである。

2021年の「労調」によって10歳ごとの有配偶非正規女性を数え、これに「就構」による年齢ごとの夫

表3 (夫婦と子、夫婦と子と親)世帯 40歳代夫の所得

	2002年	2012年	2017年
400万円未満	21.8	24.0	24.9
500万円未満	34.3	38.2	40.9
600万円未満	47.5	53.1	56.9

* 夫無業を含んだ数値。2015年消費者物価による調整済み(%)
 (出所)「就業構造基本調査」より作成。

低所得率（無業率を加えた）を乗じて合計した^⑨。低所得だとする基準は、①妻が20歳代では夫の年収400万円未満、②30、40歳代では年収500万円未満、③50歳代では年収600万円未満とした。①②③を合わせた夫低所得世帯の妻である非正規女性の合計は367万人であった。これは15～59歳の有配偶非正規女性の53%、有配偶女性人口の20%にあたる。

ここでは、日本型雇用が社会標準であった時代と、若い時の所得金額の意味も変わっていることに注意すべきだろう。近年では、半分近くの男性労働者は年齢に応じた賃金上昇をわずかしかなかった状態となっている。

もとより、この低所得基準をそのまま世帯所得とした場合、「ふつうの暮らし」とは相当の距離がある。京都総評調査による夫年齢ごとの必要世帯所得額は、30歳代584万円、40歳代660万円、50歳代849万円であった。筆者がここで用いた夫所得基準とこの必要世帯所得額の差は、84万円、160万円、249万円であり、妻が働き続けることができれば、埋められない額ではない。だが、妻の収入の途絶／減少があれば、「ふつう」の暮らしが困難となることは明らかであり、その場合の賃金を「家計補助」とすることはできない。

学生非正規労働者と有配偶女性非正規のどちらも、生活実態という点からみると、質素な「ふつう」の暮らしを想定しながら控えめに推計しても、その半分以上は「家計補助」というまでもない。

①は比較的新しい。1970年代に主婦パートが拡大し始めるまで、女性労働は結婚あるいは出産で離職、あるいは保育所を使いながらフルタイムがふつうだった。「労働」によれば、非農林産業での女性雇用者中の週35時間未満就業者が1割を超えたのは1960年代後半であり、2割超が1980年代初期である。この頃までの「家計補助労働論」はフルタイム女性が主な対象とならざるをえなかった。

女性雇用者で35時間未満が4割を超えたのは2007年（931万人）であり、2021年には47%（1263万人）になった。とくに、15時間未満割合は07年から21年の間に、8%（180万人）から12%（317万人）へと増加が著しい。なお、47%という数値は就業者中の割合であり、休業者を除くと49%である。

つまり、現在の主な「家計補助労働論」は、女性の35時間未満就業が雇用者の半分になり、細切れ労働化が進んでいる状況下のものである。なお女性非正規中での35時間未満就業の割合は71%である（「労働」21）。

上記②の「マニュアル労働化」については、フルタイムとパートの均等待遇が実現していれば、抑制されるはずである。③の主張が今なお通用することは、均衡待遇が低水準であること（≠「非正規」処遇が合法であること）とほぼ同義であり、処遇を差別できるからこそ、安く使い捨て

「家計補助労働論」の対象とすることには無理がある。趨勢として、家計補助から家計分担、あるいは多就業（マルチインカム）への変化が生じたことは明白である。

（4）不規則・短時間労働を多用する事業モデルと現在の「家計補助労働論」

みてきたように、現在の「家計補助労働論」は生活実態に著しく合わないにもかかわらず、強い影響力をもっている。その背景には、労働需要の大きな変動に低コストで対応するために、有配偶女性非正規と学生労働者を、不規則・短時間労働者として多用する事業モデルの存在がある^⑩。

それを念頭に置きながら、あらためて現在の「家計補助労働論」の理屈を再構成してみよう。

①家事、家族ケア、学業をしながらの労働だから、いわば「専業労働」ではなく、就業時間も不規則、あるいは短いことがふつうである。②そのため正規労働者とは異なり、マニュアルに沿った、判断のいらぬ機械的な仕事がまかされている。③家計の主たる担い手は男性世帯主だから女性、学生を低く処遇しても世帯の生活に大きな影響は出ないはずである。

現在の「家計補助労働論」の主張は①②③の順でなされている。だが、歴史的にはまず③が、長く主張され、現在でも再生産されている。これが、女性労働にたいする処遇差別と家事・ケアをめぐる性別役割分業との合体物であるの労働を多用する事業モデルが成立するのである。

現在の「家計補助労働論」の中心的機能は、拡大した不規則・短時間労働への差別的処遇にもとづく事業モデルを擁護するイデオロギーという点にある。

「不規則・短時間」モデルの労働力市場への影響

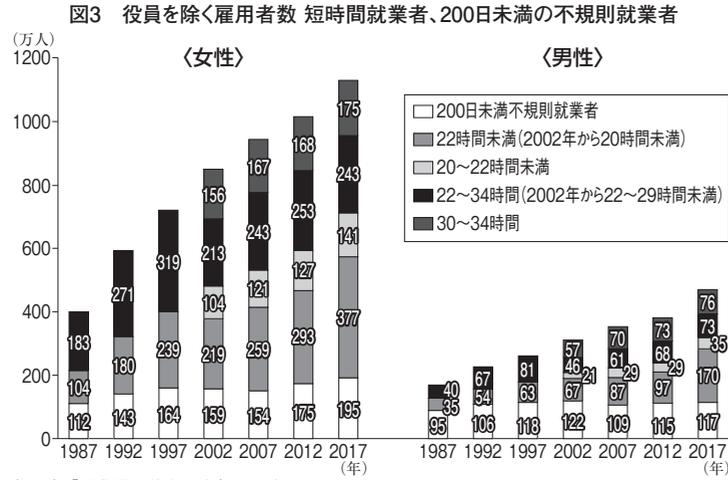
また、不規則・短時間労働を多用する事業モデルがひろがれば、そうした求人者の割合が増加し、希望しないにもかかわらず不規則・短時間の仕事に就くケースも生ずる。

実際、「労働」によれば、35時間未満就業で、就業時間の追加を希望し、かつそれが可能であると答えた「追加就労希望」の労働者は、19年155万人、20年184万人、21年176万人である。これらの年の失業人口が182万人、210万人、213万人であることを考えると、これは小さな数字ではない。

つまり、性別役割分業による不規則・短時間就業の規模が大きければ、それを核として、男性や単身女性など、性別役割分業に直接縛られていない労働者にも不規則・短時間労働は拡大するのである。

不規則・短時間労働を促進する役割を果たす制度環境もみすこせない。週20時間未満は雇用保険の対象ではなく、社会保険の強制加入対象も長期にわたって30時間以上であった。

性別役割分業の強い制約を直接に受けていない労働者に



(出所)「就業構造基本調査」より作成。

1993年から2021年の間に、パート労働者割合は17%から31%へと大きく上昇した。同時に、パート労働者の実労働時間指数(1997年=100)は、101.8から81.2へと減少しており、「細切れ労働」が拡大していることがわかる。最低賃金上昇もあってパート労働者の実質時給はこの間に29%上昇した。実労働時間が減少のため、その実質現金給与総額は2ポイントの上昇にとどまり、12年間に比べると4ポイントの減少となった。「毎勤」によって12年からコロナ前の19年

までをみると、産業計の常用労働者は502万人増えたが(うち女性が344万人)、増加分のうち289万人はパート労働者(増加分の58%)であった(女性パートは193万人増)。2012年のパート労働者割合は29%であったから、58%という数値は尋常ではない。産業別に見ると、この7年間でパート労働者の増加が特に多かったのは、卸売/小売(53万人、労働者増加分中の割合72%)、飲食/宿泊サービス(70万人、同93%)、教育/学習支援(39万人、同69%)、医療/福祉(76万人、同46%)であった。この4産業でパート労働者の増加分の83%を占める。

(2) 「20時間未満+不規則」就業者の大幅拡大

実際の労働時間の分布をみよう。どの時間階層の変化が大きかったのか。

図3は、「就構」によって、「ふだん」の労働時間が月35時間未満である労働者について、時間階級ごとの労働者数の変化をあらわしたものである。「不規則」就業とは年間200日未満で不規則な就業を指す。1992年から2017年をとってみると「不規則+35時間未満」の割合は17%から29%に増えており、この変化は、「毎勤」によるパート割合の変化にほぼ照応している。

労働者数で見ると、87年からの30年間で男女労働者は1282万人増え、そのうち、「不規則+35時間未満」の増

2 不規則・短時間労働の長期拡大と社会の疲弊

あらためて、不規則・短時間労働の拡大状況を検討して

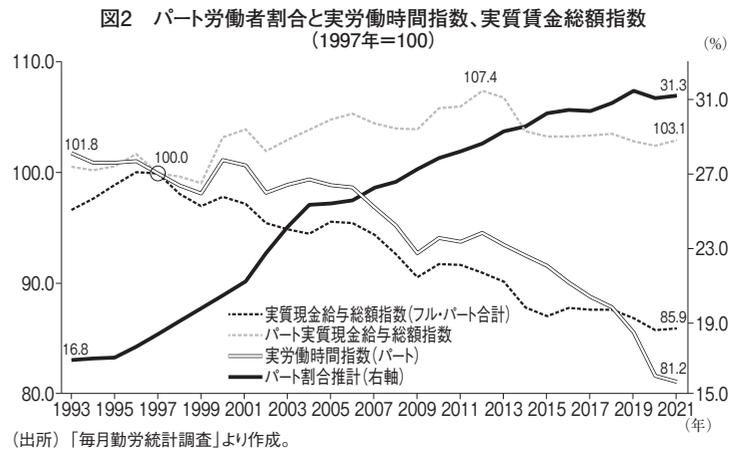
なお、旧来型「家計補助労働論」は、現在の「家計補助労働論」の労働市場を介した拡大適用とならんで、あるいは、その底流として、再生産されている。旧来型はもともと、端的な女性差別と一体になった議論であり、自分で生活できない低賃金だから、親か夫などほかに主たる家計支持者への補助であるはず、というものだ。「専業労働」か否か、短時間労働か否かもほとんど関係がない。低賃金を不思議に思わない理由があるとしたら、「地方だから」、「小零細企業だから」、「難しいくない仕事だから」などが、「女性だから」に付け加えられる。非正規だけでなく、正規雇用にも法外な低賃金は少なからず存在する。女性賃金が「低すぎる」とこと「家計補助」あつかいの単純な癒着は、労働者家族の成立とともに古く、現在も、新たな構造で再生産され続けている。

(5) 旧来型「家計補助労働論」——低賃金との単純な癒着

も拡大した不規則・短時間労働は、「家計補助労働」と同じ水準の処遇が適用され、低賃金労働者を拡大する。

(1) パート割合の長期上昇

まず、「毎月勤労統計(以下、「毎勤」)によって、パートタイム労働者の割合をみる。ここではパートタイムは、所定労働時間、所定日数が一般労働者より少ない者と定義され、農林漁業、分類不能産業、行政を行う官公署を除く、5人以上事業所の常用労働者が調査対象である。パートの時間数基準が決まっているわけではなく、事業所ごとの区分によっている。図2はパート労働者の割合、実労働時間(指数表示)、実質現金給与総額(指数表示)の推移をあらわしたものである。



(出所)「毎月勤労統計調査」より作成。

加分は1032万人（労働者増加分の80%）、「不規則＋22時間未満」では688万人（同54%）であった。女性労働者数は30年間で1.6倍となったが、不規則は1.7倍、22時間未満は5倍、22～35時間未満は2.3倍に増えた。男性は、それぞれ、1.1倍、1.2倍、5.9倍、3.7倍である。35時間未満のうちでも、労働時間が特に短い労働者が大幅に増加しており、労働の「細切れ化」が大きく進んだことがわかる。パート労働者割合が上昇し、同時に、パート労働者の就業時間が減少した結果である。

2002年からは「就構」の時間階層区分に「20時間」が入り、雇用保険加入基準と関連させることができるようになった。2002年以降でみると、労働者計は508万人増だが、不規則が31万人、20時間未満が262万人、20～35時間未満が147万人の増加である。就業時間の点で雇用保険加入基準にいたらない労働者が、この15年間で293万人増加したことになる。

ちなみに、この間、高齢者就業は大きく増加しており、その影響はあるものの、変化の中心は勤労年齢であった。役員を含んだ数値だが、02年からの15年間で、「不規則＋20時間未満」の増加に15～64歳が占める割合は67%である。

不規則・短時間労働の長期大幅拡大のため、低所得労働者が大幅に増加した。1997年からの20年間で、250

(4・6ポイント)、韓国(3・9ポイント)、コストリカ(3・7ポイント)のみである。

日本における短時間就業拡大の背景だが、その中核には家事とケアの女性責任化がある。強い性別役割分業の持続とそれを支えた日本型雇用の惰性は無視できない。

(3) 短時間化が生み出す諸論点
—— 社会的疲弊の拡大

ケアの女性責任化の現状とその打開方向については次節であつかうこととし、短時間就業の蔓延と関連する他の諸論点について、ここで簡単にふれておきたい。

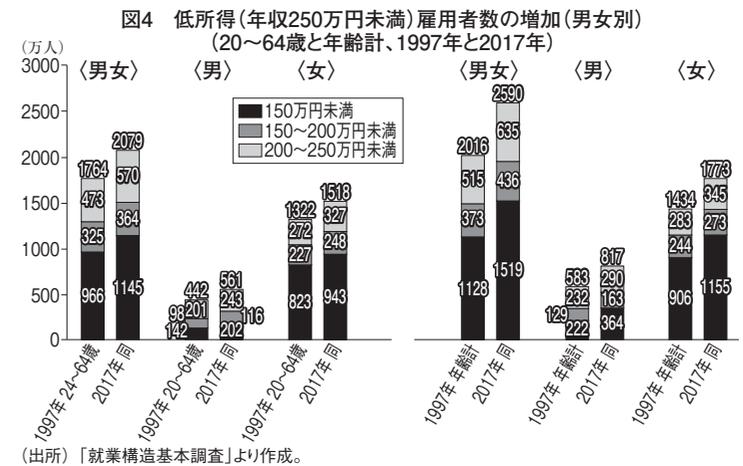
a 「構想と実行の分離」の拡大と労働内容の衰退

「構想と実行の分離」とは、計画・管理・調整と、それによってつくられたプランの実行とを、人間として分離・分割することであり、テラー主義、フォード主義の労働管理で徹底したものとなった。耐久消費財の組み立てが有名だが、現在では、情報通信技術の高度化とともに、対人サービス産業、卸売小売産業にも一般化している。不規則・短時間労働の増大は、その「実行」部分がフルタイム正規労働者と多数の短時間労働者に分割された事業モデルに対応している。

日本の場合、「資格」あるいは経験蓄積を軽視する低処遇が維持されたままで、「細切れ雇用」が拡大するため、短時間労働者は仕事の裁量権が極小化されたマニュアル労働

者では574万人増えて2590万人となり、うち150万円未満は391万人増で1510万人になった。たとえば、20～64歳男性雇用者のうち年収150万円未満は、22万人から56万人に増えている(図4)。これが、男性世帯主正規労働者の長期大幅賃金下落と同時に起きていることを重視すべきだろう。

なお、日本におけるこうした短時間労働の大幅拡大は先進諸国中でも特異なものである。OECDStatによれば、実労働時間30時間未満の割合が12年からコロナ前の19年で2ポイント以上上昇したのは、OECD加盟国では、日本



働がふつうになり、他方で、フルタイム労働者は短時間労働者の仕事の管理/指導/補完を担わされる。「構想と実行」の分離が職場レベルでも極端化され、双方にストレスあるいは過重労働が押しつけられるのである。直接の指導者・管理者も仕事に習熟していない、大半が非正規からなる職場も増えている。

職場での人間関係と仕事そのものが苦痛である度合いが拡大し、できる限り労働時間を短くしたいという欲求が従来よりも強くなっている可能性がある。

b メンタル不調の拡大

心身、特にメンタルの不調によって、フルタイムの労働に耐えられない労働者の割合が増加している可能性がある。「協会けんぽ」の場合、「精神と行動の障害」による傷病手当件数(毎年10月の分)は、99年から21年で、5472件から5万1054件へと9.3倍に激増した。メンタル不調による傷病手当の激増は、メンタル不調を抱える①休まず働き続けている被保険者、②短時間就業で社会保険非加入の労働者、③非就業者、のそれぞれ的大幅増加を推測させる。

国民健康保険加入の25～54歳女性の数値だが、「精神と行動の障害」での年間一人あたり保険給付件数(入院外)は、2010年から2020年で0.41から1.05へと2.7倍に増えた。協会けんぽ被保険者の同数値は0.23から0.34へと1.5倍増である。国保の勤労年齢被保険

者は、その多くが短時間労働者あるいは無業であるため、これは、メンタル不調の短時間労働者と無業者の急増をあらわしている可能性がある。

簡単に結論が出せる話ではないが、メンタル不調の拡大は、抜けだせる見通しのない低賃金と職場でのストレスの増大、インフォーマルケアにおける女性の重負担と関係があると、筆者は推測している。

c 就業調整

有配偶非正規女性が最賃、パート時給の上昇により、所得税課税や夫の配偶者控除等の喪失などを避けるための「就業抑制」を重視しているとする見解があり（内閣府『男女共同参画白書』2022など）、事業主の発言でもよくみかける。「就構」17によれば、年収50〜99万円、100〜149万円の有配偶非正規女性は、それぞれ49%、42%が就業調整をしたと答えている。しかし、「パート労働者等総合実態調査」によれば、就業調整を行ったと回答した労働者の割合は、最賃上昇と重なる06年、11年、26年では下がり気味である。税制を考慮した就業調整は、かなりの比率で行われているものの、それが、家事・ケアの必要というより基本的な理由との関連で、就業時間を実際に短くする機能をどれほど独自にもっているかは、不明である。

d 社会保険の強制加入基準が原則20時間

20時間が原則となり、適用される企業の従業員規模（被保険者数で数える）の縮小がすすみ、2024年には51人女性の14・5%は、「保育園・学校の休園（校）や時間短縮」が理由であった。

養輪明子監修・首都圏青年ユニオン「コロナ禍での子育て・働き方アンケート」によれば、子の休校・休園等で休業した女性のうち、コロナ対応の特別措置による所得補償を受けたのは正規雇用50%、非正規雇用26%であり、有給休暇で代替した割合は正規29%、非正規10%であった。他は所得補償なし、あるいは不明である。

また、知的障害に顕著だが、障害者をケアする親は、学校や放課後デイサービス、作業所などを使いながら、専従的介助者・コーディネーターの役割を長期に続けていることが多く、家庭内にコロナ感染者が出た場合、ケア崩壊の可能性はきわめて高い。「障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会」の調査では「家庭に感染者が出た場合、代わってくれる介助者はいない」と答えた親が76%であった（「コロナ禍による障害者・家族への影響調査」20年11月）。

フォーマルケアの元々の不足も、インフォーマルケア需要の急拡大も、家族責任、自己責任で対応するしかなければ、ケア崩壊が起きておかしくない。コロナ禍は、あらためてそうした問題を明らかにしたのである。ふだんから、フォーマルケアの保障とともに、インフォーマルケアに社会的承認・所得補償・支持をあたえ、パンデミックや自然災害などではそれを臨時に拡大して対処する、そうした体制なしに安定した生活は確保できない。

以上が強制適用の予定である。社会保険料負担の増加を嫌う事業主が20時間未満の雇用を増やす可能性がある。同時に、人手不足のなかで、社会保険加入を含む環境整備をすすめる企業が増える可能性もある。

3 子育て女性が不規則・短時間就業を選ぶ環境をどう緩和するか

インフォーマルケアのための「休業」の承認と所得補償

(1) コロナ禍・フォーマルケアの縮小とインフォーマルケア需要の拡大

新型コロナウイルスの感染拡大は、学校休校、幼稚園、保育所、学童保育などの休園や利用自粛要請、介護サービスと福祉サービスの縮小などをもたらした。各種の社会制度で給付されるフォーマルケアが大きく縮小し、家庭でのインフォーマルケア需要が急に拡大した。ケアを受ける当人もそうだが、ケアをする家族の負担と矛盾は大きかった。

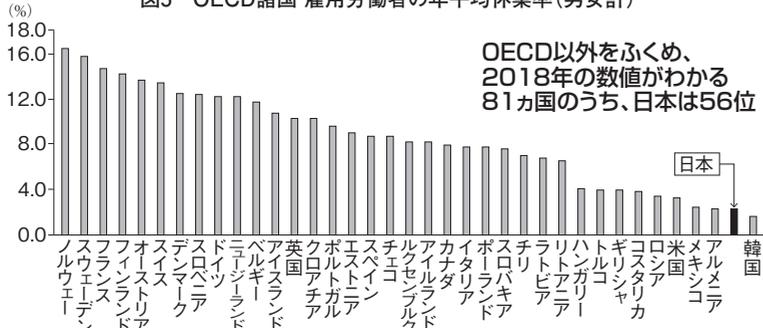
それによって女性労働者が時短・休業を余儀なくされ、離職に追い込まれたケースも少なくない。NHK/JILPT共同調査（20年11月）によれば、20年4〜10月に時短・休業を経験した子育て中の女性のうち、62%は「勤務先から」の命令、21%が「保育園・学校の休園（校）や時間短縮」を理由としており、自発的離職を経験した子育て

(2) 出産／子育て期女性の休業率——6%の日本と19%のスウェーデンの差は

先進諸国においては、所得補償を受けつつ「休業」する割合が高い。そこには、事業主都合、傷病の治療・休養、乳児の育児、子の看護、介護、バカンスのための休業などが含まれる。事業主都合を除き、こうした休業は、家族と就業者自身のケアの活動／時間を社会的に認知し、所得補償する仕組みとなっている。

しかし日本は、これらを含む休業者の就業率に対する割合＝休業率（調査週を通して休んだ労働者の割合）が異様に低い（図5）。

図5 OECD諸国 雇用労働者の年平均休業率(男女計)



子育て期の女性労働者が選択させられる短時間労働の蔓延は、現在の「家計補助労働論」の感性的足場となり、一人分生活できる処遇を事業主が義務と受け止めない環境を拡大する。短時間労働が7割近くを占める（「就構」17）女性非正規は、その数の大きさにより、「女性」と「非正規」という分類カテゴリーを介して、女性全体、非正規全体の処遇を下げ、旧来型「家計補助労働論」も息を吹き返す。短時間労働を強要する中核は、インフォーマルケアの自己責任化であり、その解消にむけた大きな闘争が必要である。日本社会の宿痾^{しゅくあ}となっている低賃金を抜本的に改善する上で、それは不可欠なものである。

一人親世帯の母親は、多くの場合、「主たる家計支持者」無しの「家計補助労働」と、「社会的承認と補償なしの自己責任による家族ケア」を同時に強いられる。この状

表4 各調査日にゼロ歳の子がいる(夫婦と子1人)世帯の妻 1年前の就業状況別にみた離職率(調査日に無業である割合) (%)

産業計	就業	2002年	2007年	2012年	2017年	02年→17年
		有業	57.5	53.2	37.7	29.2
産業計	正規	45.9	36.1	25.0	17.3	▲28.6
	非正規	88.8	80.3	64.5	56.2	▲32.6
	自営・家族従業	19.4	25.7	18.5	22.5	3.1
製造業	正規	42.6	31.6	15.7	7.9	▲34.7
	非正規	90.7	73.7	65.5	32.9	▲57.8
卸売小売	正規	64.7	55.4	32.7	23.9	▲40.8
	非正規	86.4	88.7	70.7	61.9	▲24.5

(出所) 大島敬士・佐藤朋彦「就業構造基本調査の個票データを用いた出産前後の女性の就業継続に関する要因分析」『統計研究彙報』第78号 2021年3月より作成。

は6452億円であり、小さくなった失業給付8337億円に匹敵する規模となっている。

問題は女性労働力活用の制度整備を、低所得女性、非正規女性にまで徹底するか否かにある。表4のとおり、妊娠時の雇用形態による離職率の大きな違いは縮まっていな

時点で離職している割合(出産退職割合)30%にたいし、55%は育児休業制度を使って就業を継続している。10年前は出産退職が57%、育児休業での就業継続が29%、20年前ではそれぞれ62%と18%であった。

育児休業の利用拡大が出産時の就業継続をうながしていることは明らかであり、この大きな転換を手がかりとする必要がある。21年の育児休業給付総額

するべきだろう。

育児休業制度の本格拡大の課題をふくめ、子育て女性労働者へのインフォーマルケア(＋自分の健康のケア)保障の課題は大きい。繰り返しとなるが、こうした制度整備と適用の徹底がすめば、子に手がかる時期でも、叱を決してわずかな休業でフルタイム働か、安定した仕事と収入から撤退するか、の二者択一状況を緩和することができ

態を解決するには、家族と自分のケアを十分に組み込んだ、(平均労働時間が23時間のフルタイム労働)の処遇に近づけることが必要だ。それができれば、少なくとも一人分は普通に生活できる賃金を安定的に稼ぎ、同時に自分と家族のケアのための休業を確保することができる。加えて、子どもの生活費分は児童手当で充足し、一人で家計とケアをこなすための一人親加算を受給することで、ふつうの暮らしは可能となる。

ルタイム労働の枠組みを実現し、膨れ上がった(短時間労働と自己責任化されたケア)を抑制する道筋が実現できるか否か、それが問題であろう。

育児休業以外にも、急ぎの制度整備が必要な領域がある。

もともと、子どもは病気を経験しながら成長する。だが、日本の「子の看護休暇」はあまりに脆弱である。雇用主は小学校入学前まで、年5日の範囲で無補償の休業を認める義務があるだけだ。パンデミック時の学校休校は、子の疾病予防だから本来は看護休暇の対象となるはずだが、日数がまるで足らず、そもそも年齢的にほとんどが法的対象外であり、所得補償もない。「就構」17によれば、子の看護休暇利用率は正規9.5%、非正規1.5%であった。昨年度改正で時間単位の休業取得が可能となり、短時間労働者も取得可能となったが、抜本的な拡大整備が必要だろう。ちなみに、スウェーデンの看護休暇は、12歳まで、子一人あたり年間最大120日、所得補償は8割だ。

また、子育て労働者への支援として、幼児期の「短時間勤務制度」があるが、減収分の所得補償は義務ではなく、適用も3歳未満である。「就構」17によれば、就学以前の子をもつ女性労働者の利用率は、正規雇用17%、非正規雇用3%であった。小学校入学までは利用希望者全員に所得補償をするようにし、育児休業の分割利用も可能とし、さらに、時間外労働制限は希望にあわせて小学校年齢までと

(注)

(1) 世帯形成が縮小し、中堅世代にも世帯内無配偶者と単身者が急増した。40歳代では、「世帯主の子・無配偶」である女性は、2000年37万人(4.5%)が2020年には107万人(12.0%)に、男性は61万人(7.3%)が144万人(15.9%)に増えた。単身者は女性37万人(4.5%)が80万人(9.0%)に、男性は96万人(11.5%)が151万人(16.6%)となった。40歳代の単身と親元無配偶の男女合計は、231万人から482万人へと2.1倍の増加(国勢調査)。

(2) 「フジオフード事件」被告準備書面(5)より。

(3) 最賃上昇によって、フルタイム非正規の賃金総額は男女とも上昇し、フルタイム正規女性も下から4分の3程度までは上昇したが、短時間労働者の賃金総額は上がっていない。「毎勤」によれば、パート労働者の月平均賃金総額は、06年と21年で比較すると、5人以上事業所で9万5347円から

- 9万9532円へと4%の上昇だが、実質値でみると2%の下落である。最賃の本格的引き上げが非正規フルタイムでの生活可能を大きく促進すれば、短時間労働選択の環境も変わる。
- (4) 蓑輪明子「新自由主義時代における家族の多就業化と新しい家族主義の登場」『現代思想』2013年9月号。
- (5) 「労調」の詳細集計による。2002年の女性労働者、非正規労働者の数値は非農林産業。
- (6) 四大昼間学生の就業率は、調査によって異なる。「労調」(大学、大学院) 52%(2021、25歳以上をふくむ)、大学生協連学生生活調査76%(2019)、学生支援機構81%(2020)。
- (7) 「労調」詳細集計の在学就業者の就業時間分布をベースとしているが、集計時間階層に20時間がないため、20時間区切りの比率については基本集計によるアルバイトの就業時間分布を借用した。
- (8) 「就構」17によれば、世帯主とその配偶者以外の「その他の親族世帯員」であって「仕事に従、通学が主」である者(≠親元学生労働者)の16・8%、32・3%、50・7%が、属する世帯の所得が400万円未満、600万円未満、800万円未満である。これは高校生(13%)を含み、年齢の区分はない数値だが、そのまま用いた。2002年「就構」では、それぞれ13・6%、29・2%、48・4%。
- (9) 低所得世帯率は、「就構」17の「世帯単位でみた統計」によって、パート労働者である妻の夫の(無業+低所得)の割合を妻年齢10歳刻みで求めた(夫婦がいる世帯四類型≠夫婦のみ、夫婦と子、夫婦と子と親、夫婦と親)。

- (10) 飲食業のシフト制について栗原耕平「飲食産業におけるシフト制労働の実態と『シフト制労働黒書』」(『労働法律旬報』No.1992、2021年9月25日)を参照した。
- (11) 現代の不規則・短時間労働拡大の背後には、男性の低時給長時間労働の増加もあるが、今回はふれない。
- (12) 後藤道夫「勤労年齢のメンタル不調増大をどうとらえるか」『非営利・協同総合研究所いのちとくらし』ニュース80号(2022年11月)を参照された。
- (13) 通常の労働統計にはない計算と思われるが、就業者としての実際の負担を表現するとともに、ケアをふくめて社会的に承認された「再生産」のための活動時間に対比して、「生産」にたざさわる時間を表現する機能を持っている。
- (14) 塩田咲子「現代フェミニズムと労働論の再構成——税・社会保障をとおしての家事労働の経済的価値」『社会政策学会年報』37巻1993年、竹中恵美子「家事労働論の新段階——アンペイド・ワークとその社会的評価」(初出は1996年)竹中恵美子著作集VI巻『家事労働(アンペイド・ワーク)論』明石書店、2011年。
- (15) 本節は『女性労働研究』女性労働問題研究会、67号、2023年3月掲載の拙論、および、非営利・共同総合研究所「研究所ニュース」No.80の拙論の文章、要約を用いている。
- (16) 大島敬士・佐藤朋彦「就業構造基本調査」の個票データをを用いた出産前後の女性の就業継続に関する要因分析」『統計研究彙報』第78号、2021年3月。

